

京都市妊産婦等福祉避難所

入所対象者の選定方法及び受入調整等に関する ガイドライン



令和7年3月

京都市子ども若者はぐくみ局

子ども若者未来部子ども家庭支援課



目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ 1
第 1 章 妊産婦等福祉避難所の概要	
1 妊産婦等福祉避難所とは	・ ・ ・ ・ 2
2 妊産婦等福祉避難所の設置期間	・ ・ ・ ・ 2
3 妊産婦等福祉避難所の入所対象者	・ ・ ・ ・ 2
4 被災状況における前提条件等	・ ・ ・ ・ 3
5 妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定及び受入調整の全体像	・ ・ ・ ・ 4
第 2 章 妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定について	
1 選定の時期	・ ・ ・ ・ 5
2 選定者等	・ ・ ・ ・ 5
3 選定基準	・ ・ ・ ・ 5
第 3 章 妊産婦等福祉避難所への受入調整等について	
1 基本的な考え方	・ ・ ・ ・ 6
2 妊産婦等福祉避難所開設の手順について	・ ・ ・ ・ 7

はじめに

妊産婦や乳幼児は、心身の特性上、災害時の避難行動や避難生活に支援を要します。妊産婦や乳幼児を要配慮者と捉えて、その心身や生活上の特性を踏まえ、適切な支援を行うことにより、避難生活下での健康の維持など、災害時の母子の安心安全を確保することができます。

本市においては、平成27年3月に政令指定都市で初めて妊産婦等福祉避難所の事前指定に係る協定を締結するとともに、同避難所の運営を円滑なものとするため、施設職員向けの「京都市妊産婦等福祉避難所運営ガイドライン（施設職員向け）」を策定しました。

この度、更に、妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定や受入調整など、主に区役所・支所の業務を円滑なものとするため、平成27年2月に策定された「京都市福祉避難所入所対象者の選定方法及び受入れ調整等に関するガイドライン」に準じ、「京都市妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドライン」を策定いたしました。

今後、各区役所・支所においては、本ガイドラインを活用し、訓練等を行い、災害時の妊産婦の避難支援対策を推進していただきますようお願いいたします。

第1章 妊産婦等福祉避難所の概要

1 妊産婦等福祉避難所とは

妊産婦等福祉避難所とは、福祉避難所の一つで、妊婦、産婦及び乳児（概ね6箇月まで）を要配慮者と捉えて、その心身や生活上の特性を踏まえ、適切な支援を行うことで、避難生活下での健康の維持など、災害時の母子の安心安全を確保することを目的として設置するものです。

2 妊産婦等福祉避難所の設置期間

妊産婦等福祉避難所の設置期間について、災害規模や被害状況等に応じて、開設準備が整った施設については、速やかに設置・開設し、おおむね3週目以降（安定期）に撤収を開始することを想定しています。

3 妊産婦等福祉避難所の入所対象者

自然災害等で被災し、一般の避難所での生活を余儀なくされた方のうち、そのまま一般の避難所での生活を続けることが困難な妊産婦や乳児を対象とします。

（1）妊産婦

住居被害等で在宅生活が困難な方で、入院による医療を要しないが、一般の避難所での集団生活が困難であり、相談支援等が必要な妊産婦で、原則かかりつけ医から了解が得られた妊産婦等

ア 体調不良や精神的な不安が非常に高く、眠れない、気持ちが沈む、食欲がない等の妊産婦

イ 産後6箇月程度までの、心身ともに不安定な産婦とその児

ウ 一般の避難所の集団生活に馴染まない妊産婦

エ 身近に家族等の支援者がいない妊産婦

※ 前提として、妊産婦等の基本となる避難場所は、一般の避難所又は一般の避難所内の福祉スペース（一般の避難所の中で、要配慮者のために区画された部屋（教室や保健室等））とします。

（2）乳児

集団生活が困難な出生直後から概ね6箇月までの乳児

※ ただし、一人での避難生活が困難な当該避難所に入所している妊産婦の家族（例えば上の子ども）についても、状況に応じて対象とします。

4 被災状況における前提条件等

＜被害想定＞

本市が防災対策を確立するために想定している地震のうち、最も広範囲かつ甚大な被害を及ぼすとされている花折断層による地震被害を想定し、防災対策を推進することとする。

対象		マグニチュード	概要
内陸型 (断層)	①花折	7.5	市街地のかなり広範な地域で震度6強。左京、東山、北、上京、中京、下京、山科の一部で震度7。
	②桃山～鹿ヶ谷	6.6	山地を除く東山全域、伏見、山科の広い地域、左京、北、上京、中京、下京、南の一部で震度6強。東山、伏見、山科の一部で震度7。
	③樫原～水尾	6.6	西京の広い地域、右京、南の一部、伏見の桂川沿いの一部が震度6強。西京の断層付近で震度7。
	④殿田・神吉・越畑	7.2	北、上京、中京、右京、西京の一部、南、伏見の桂川沿いの一部が震度6強。右京の一部で震度7。
海溝型	南海トラフ地震	9.0	南、伏見の一部で震度6強。

(出典) 京都市第4次地震被害想定

建物被害、人的被害及び避難者数の想定結果

地震			花折断層	桃山～ 鹿ヶ谷断層	樫原～ 水尾断層	殿田・神吉・ 越畑断層	南海トラフ地 震
建物被害（棟）	全壊		100,000	33,000	13,000	18,000	5,000
	焼失	冬 5 時	7,500	2,000	1,300	600	10
		夏 12 時	9,900	2,700	1,400	1,000	20
		冬 18 時	21,000	7,400	4,300	4,600	300
	全壊・焼失 計	冬 5 時	108,000	35,000	15,000	19,000	5,100
		夏 12 時	110,000	35,000	15,000	19,000	5,100
		冬 18 時	121,000	40,000	18,000	23,000	5,400
	半壊		111,000	65,000	41,000	77,000	38,000
人的被害（人）	死者	冬 5 時	4,000	1,300	600	600	100
		夏 12 時	2,600	800	400	400	90
		冬 18 時	4,100	1,300	600	700	100
	負傷者	冬 5 時	26,000	12,000	6,200	10,000	4,700
		夏 12 時	53,000	20,000	11,000	16,000	7,100
		冬 18 時	30,000	12,000	6,500	9,500	4,400
	うち 重傷者	冬 5 時	6,200	2,100	800	1,000	300
		夏 12 時	8,900	2,900	1,400	1,600	600
		冬 18 時	5,800	2,000	900	1,000	300
避難者（防災直後）（人）	全避難者	冬 5 時	174,000	64,000	31,000	37,000	5,500
		夏 12 時	179,000	66,000	31,000	38,000	5,500
		冬 18 時	206,000	77,000	38,000	46,000	19,000
	避難所内 避難者	冬 5 時	139,000	51,000	25,000	29,000	4,400
		夏 12 時	143,000	53,000	25,000	30,000	4,400
		冬 18 時	165,000	61,000	30,000	37,000	16,000
	避難所外 避難者	冬 5 時	35,000	13,000	6,200	7,300	1,100
		夏 12 時	36,000	13,000	6,200	7,500	1,100
		冬 18 時	41,000	15,000	7,500	9,200	3,900

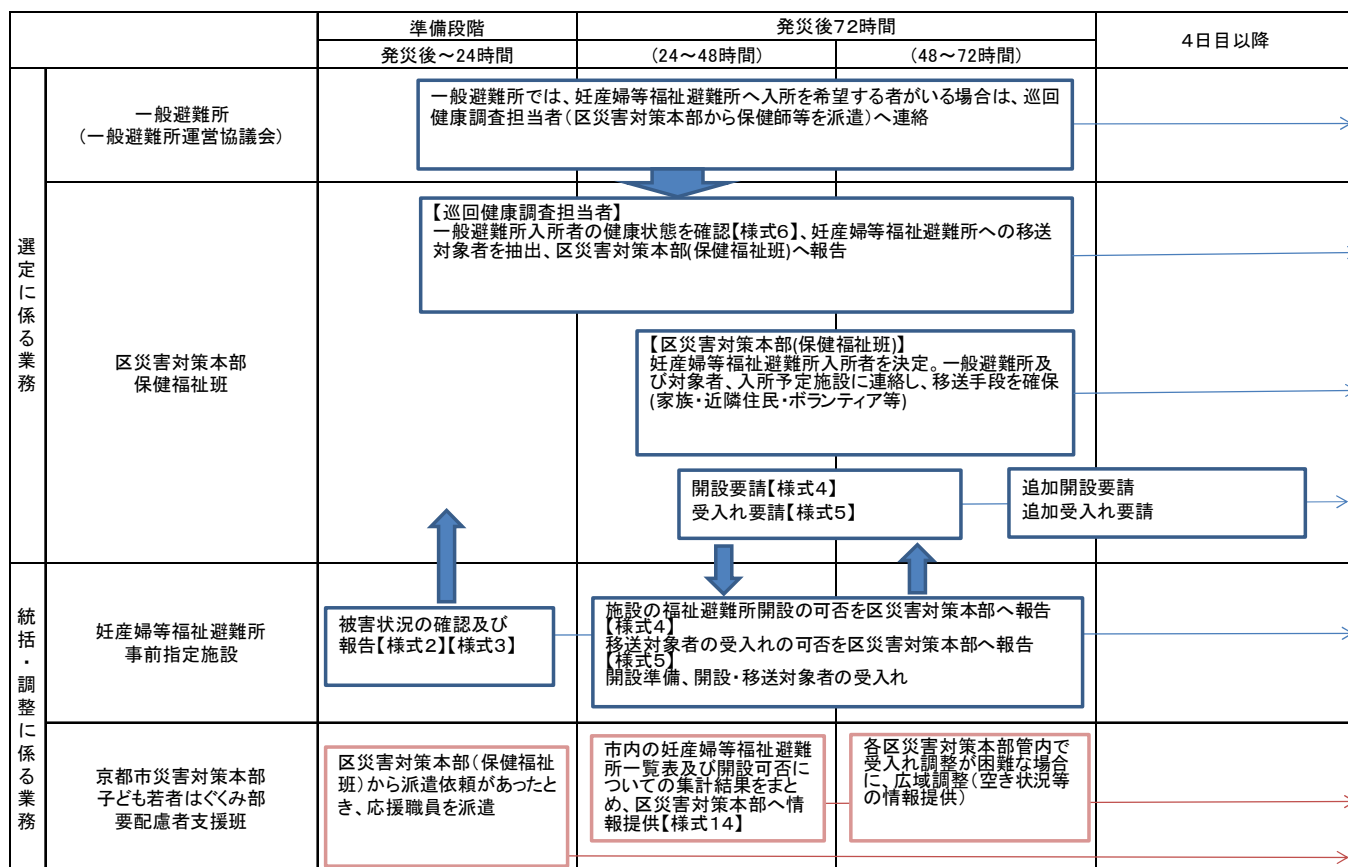
※ 四捨五入により、合計が合わない場合がある。

※ …最大となる被害

※ 全棟数 627,000 棟 (固定資産課税台帳等)、夜間人口 1,464,000 人、昼間人口 1,608,000 人 (国勢調査)

5 妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定及び受入調整の全体像

妊産婦等福祉避難所移送対象者の選定及び受入れ調整に係るフロー図



第2章 妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定について

1 選定の時期

災害規模や被害状況等に応じて、避難所等に避難された妊産婦等に対し健康調査を実施したうえで、速やかに（おおよそ72時間以内）選定を行う。

2 選定者等

妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定は、区災害対策本部（保健福祉班）が行うこととし、選定を行う者については、妊産婦等に係る業務を所管している保健師（保健福祉班：子どもはぐくみ室等）が行うことが望ましい。

3 選定基準

発災後、一般避難所等で入所候補者に実施した【様式6】「入所に向けた確認票」を基に、優先順位の高い者を選定する。

＜優先順位を検討するための確認事項（参考）＞

- 入所候補者は、原則かかりつけ医（被災状況により受診不可の場合は近隣医療機関）を受診し、入院治療が必要でないことを確認する。
- 妊産婦または乳児の被災状況（自宅が被災し暮らせない等）や健康状態（服薬等治療の有無、既往歴、現病歴、合併症、その他妊産婦、乳児の体調等）を確認する。（【様式6】「入所に向けた確認票、裏面」）
- 支援者や協力者の有無を確認する。
- 精神的な支援の必要性や養育能力等育児支援の必要性等を確認する。
- 移動手段の有無を確認する。
- 妊産婦等福祉避難所に入所することを同意しているか、家族の状況等も含めて確認し、一般避難所の福祉避難室等も含めて最善の処遇を検討する。

第3章 妊産婦等福祉避難所への受入調整等について

1 基本的な考え方

(1) 妊産婦等福祉避難所の開設・受入要請の窓口

施設側が混乱することを防ぐためにも、行政側の窓口を一元化させる必要があり、行政側の窓口については、施設との近さや土地勘が必要であること等を踏まえ、施設の所在する行政区の区災害対策本部（保健福祉班）とする。

(2) 移送方法の調整

家族、近隣の協力者等の介助により移送を行うことが困難な場合、区災害対策本部（保健福祉班）と協議し、移送手段について検討する。

(3) 広域での受入調整方法

市内での広域調整が必要な場合、区災害対策本部（保健福祉班）は、市災害対策本部子ども若者はぐくみ部（要配慮者支援班）と連携し、市災害対策本部子ども若者はぐくみ部（要配慮者支援班）が作成した【様式9】「開設状況集計表」に基づき、他の行政区の区災害対策本部（保健福祉班）へ入所について調整する。

(4) 妊産婦等福祉避難所に避難するに至らないとされた方への対応

妊産婦等福祉避難所に入所する対象とならなかった方のうち、配慮を必要とする方等については、一般避難所運営協議会の救護・要配慮者班が選定・決定し、福祉スペースに入室することを基本とする。

(5) 広域の受入要請

災害による道路や橋梁施設等の機能障害及び入所対象者の負担等を鑑み、入所対象者の個々の状況に応じて、入所対象者が避難している一般避難所から、可能な限り近隣の妊産婦等福祉避難所へ入所調整することを基本とする。

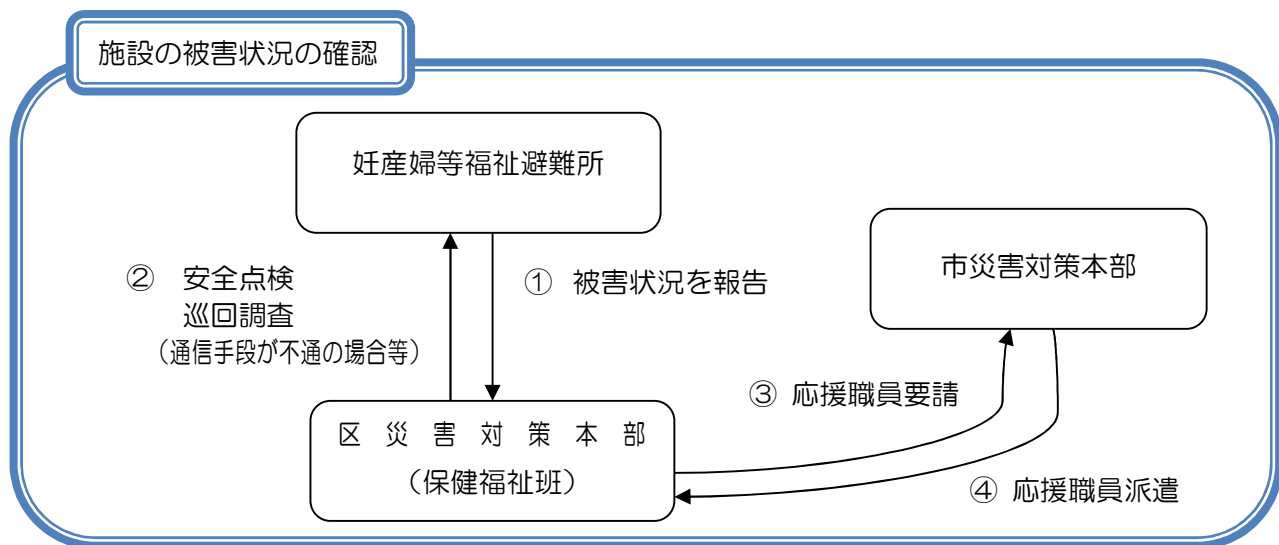
（参考）花折断層地震による被害想定概要等

市街地のほとんどが震度6弱以上となり、平地部では全域震度5強以上になる。このうち、市街地の広範な地域で震度6強となり、左京区、東山区、北区、上京区、中京区、下京区、山科区の一部に震度7地域が出現する。

区を超えた受入調整に当たっては、国道1号等の被害により山科区との交通が遮断される可能性があること、鴨川の左右岸の交通容量が減少する可能性があることなどの橋梁・道路施設被害に留意する必要がある。

2 妊産婦等福祉避難所開設の手順について

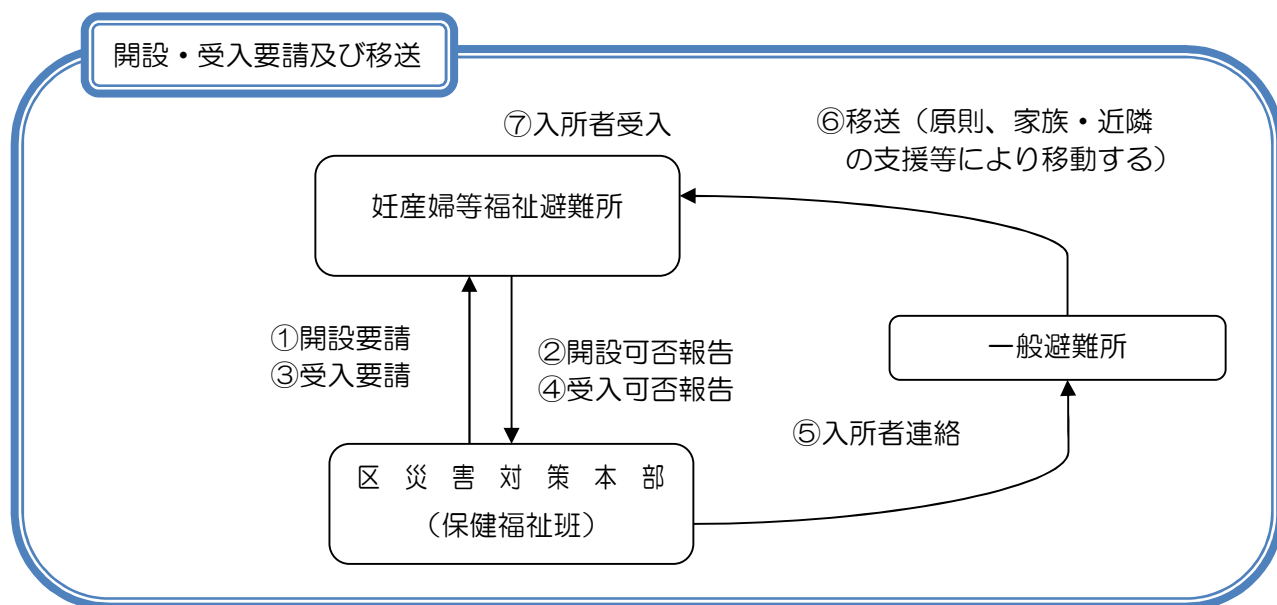
(1) 施設の被害状況の確認



	対応者	対応	対応先	使用様式
①	妊産婦等福祉避難所	○被害状況を報告 被害状況の確認を行い、被害状況を区災害対策本部（保健福祉班）に報告する。	区災害対策本部（保健福祉班）	様式2 様式3
②	区災害対策本部（保健福祉班）	○施設の安全点検巡回調査【必要時】 通信手段が不通の場合等については、施設からの報告を待たず、区災害対策本部（保健福祉班）が巡回調査を行う。その際は、区災害対策本部（保健福祉班）の職員が携帯電話で建物を撮影する等の方法により、施設の被害情報を収集し、総括班に連絡する。 ※ 専門家による安全確認が必要と考えられる場合は、区災害対策本部（総括班）を通じ、市災害対策本部都市計画部建築指導班に依頼する。	妊産婦等福祉避難所	—
③	区災害対策本部（保健福祉班）	○応援職員要請【必要時】 区災害対策本部は、人員が不足した場合、応援要員の派遣を依頼する。	市災害対策本部	—
④	市災害対策本部	○応援職員派遣【必要時】 区災害対策本部から要請があった場合、市災害対策本部は、応援要員を派遣する。	区災害対策本部（保健福祉班）	—

(2) 福祉避難所の開設・受入要請及び移送

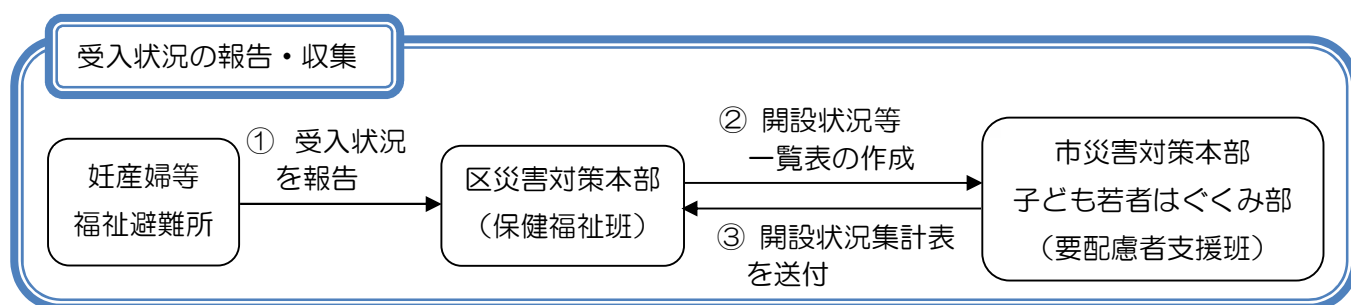
ア 開設・受入要請



	対応者	対応	対応先	使用様式
①	区災害対策本部 (保健福祉班)	○開設要請 FAX又は電話等により施設の使用可否の調整（妊産婦等福祉避難所として使用するスペース、職員体制の確保等を確認）及び開設要請を行う。	妊産婦等福祉避難所	様式4
②	妊産婦等福祉避難所	○開設可否報告 開設要請のあった区災害対策本部（保健福祉班）に対し、妊産婦等福祉避難所の開設の可否を遅滞なく回答する。妊産婦等福祉避難所として開設するための準備を開始する（避難所スペースの整備等）。	区災害対策本部 (保健福祉班)	様式4
③	区災害対策本部 (保健福祉班)	○受入要請 入所対象候補者の【様式6】「入所に向けた確認票」及び【様式5】「受入可否調査票」を妊産婦等福祉避難所に送付し、受入要請を行う。	妊産婦等福祉避難所	様式5 様式6
④	妊産婦等福祉避難所	○受入可否報告 受入要請のあった区災害対策本部（保健福祉班）に対し、入所対象候補者の受入の可否を遅滞なく回答する。受入れのための準備を開始する。	区災害対策本部 (保健福祉班)	様式5
⑤	区災害対策本部 (保健福祉班)	○入所者連絡 施設との協議後、入所対象候補者を受入れ可能と判断した場合は、入所対象者とし、様式7、10により連絡する。 ・一般の避難所に【様式10】「一般避難所運営協議会向け送付文」、【様式7】「移送先連絡票」	一般避難所	様式7 様式10
⑥	一般避難所	○移送	移送対象者	様式7

		区災害対策本部（保健福祉班）から【様式１０】「一般避難所運営協議会向け送付文」及び【様式７】「移送先連絡票」が送られるため、一般避難所に避難している移送対象者に【様式７】を渡し、妊産婦等福祉避難所への入所が決定した旨を伝える。 原則、妊産婦等福祉避難所への移動は、家族や近隣等の協力を得て、入所対象者自身で移動する。やむを得ず移動手段がない場合は、区災害対策本部（保健福祉班）に相談する。		様式 10
⑦	妊産婦等福祉避難所	○入所者受入 ・入所者が持参する【様式７】「移送先連絡票」と区災害対策本部（保健福祉班）から送付されてくる【様式５】「受入可否調査票」により本人確認を行い、【様式７】「移送先連絡票」を区災害対策本部（保健福祉班）にFAX等で送付する。 ・③で送付された【様式６】「入所に向けた確認票」（裏面）を用いて、血圧測定、聞き取り等簡単な健康チェック等を行う。健康チェックは主に、妊産婦等福祉避難所に市災害対策本部から派遣された保健師等が行う。	○入所対象者 ○区災害対策本部（保健福祉班）	様式 5 様式 6 様式 7

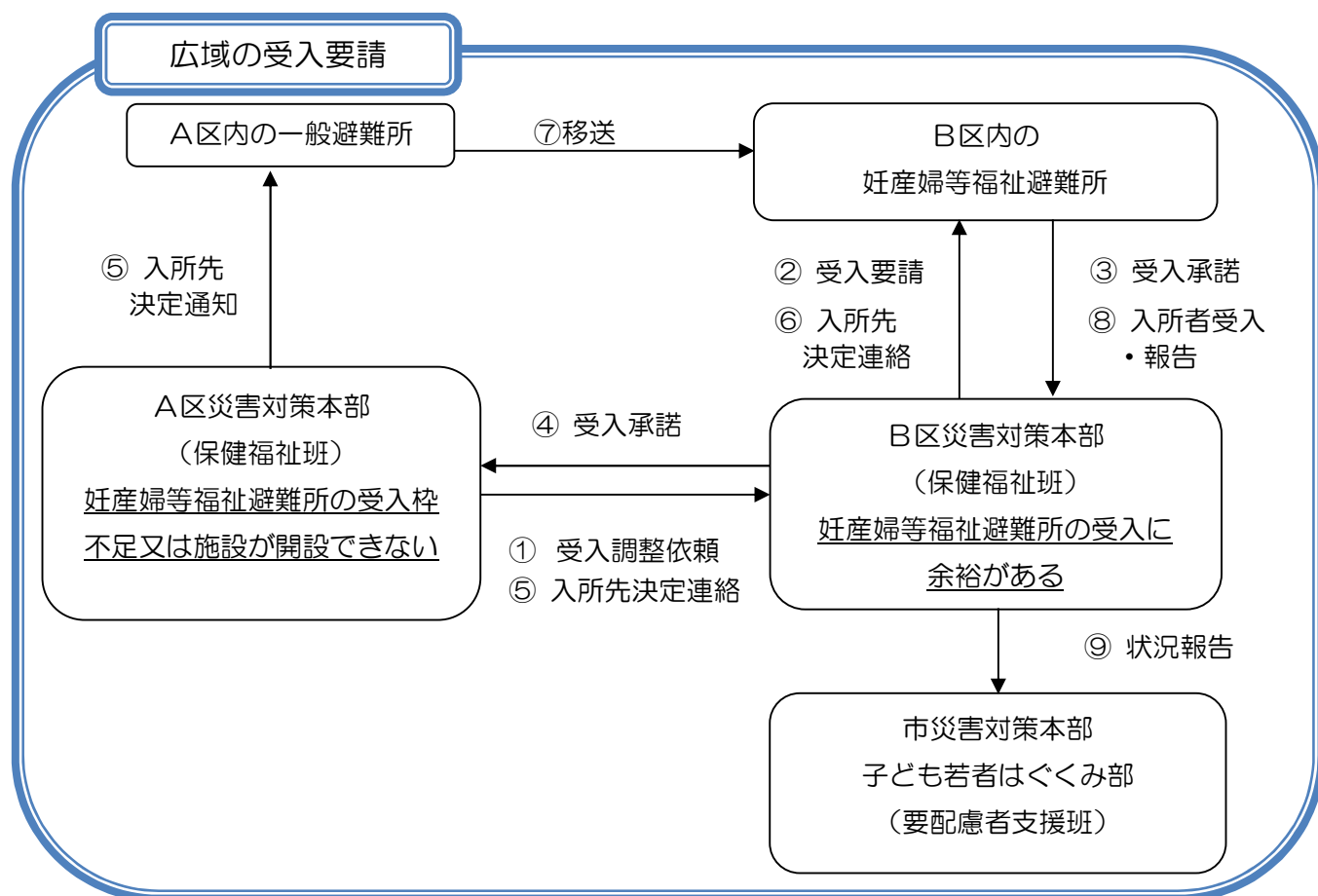
イ 受入状況の報告・収集



	対応者	対応	対応先	使用様式
①	妊産婦等 福祉避難所	○受入状況の報告 入所者受入状況について区災害対策本部（保健福祉班）に報告する。	区災害対策本部 （保健福祉班）	様式 3
②	区災害対策本部 （保健福祉班）	○開設状況等一覧表の作成 妊産婦等福祉避難所から送付された【様式 3】「状況報告書」をもとに、【様式 8】「開設状況等一覧表」を作成し、子ども若者はぐくみ部（要配慮者支援班）に報告する。	市災害対策本部 子ども若者はぐくみ部 （要配慮者支援班）	様式 3 様式 8
③	市災害対策本部 子ども若者はぐくみ部 （要配慮者支援班）	○開設状況集計表の作成及び送付 区災害対策本部から送付のあった【様式 8】「開設状況等一覧表」を取りまとめ、【様式 9】「開設状況集計表」を作成するとともに、区災害対策本部（保健福祉班）に F A X ・ メール 等により情報提供する。	区災害対策本部 （保健福祉班）	様式 8 様式 9

ウ 広域の受入れ要請

管轄する区内において、妊産婦等福祉避難所の受入れ枠不足や施設が開設できない等の場合に広域の受入要請を行う。



	対応者	対応	対応先	使用様式
①	A区災害対策本部 (保健福祉班)	○ 受入調整依頼 ・A区災害対策本部（保健福祉班）は、A区内の一般避難所等で実施した【様式6】「入所に向けた確認票」により、優先順位の高い者を選定し、市災害対策本部子ども若者はぐくみ部（要配慮者支援班）から送付された【様式9】「開設状況集計表」に基づき、B区災害対策本部（保健福祉班）へ受入調整を依頼する。 ・【様式9】「開設状況集計表」が届いていない場合は、可能な限り近隣の区又は被災状況等により移動可能な区の災害対策本部（保健福祉班）に受入れ要請を行う。	B区災害対策本部 (保健福祉班)	様式6 様式9
②	B区災害対策本部 (保健福祉班)	○ 受入要請 B区災害対策本部（保健福祉班）は、一般避難所等で入所候補者に実施した【様式6】「入所に向けた確認票」を基に、他区の入所候補者も含め優先度の高い妊産婦等から順に入所者を選定し、B区内の妊産婦等福祉避難所に様式6を送付し、受入要請を行う。	B区 の 妊産婦等 福祉避難所	様式6

③	B 区 の 妊産婦等 福祉避難所	○受入承諾 B区内の妊産婦等福祉避難所は、受け入れ可能な場合は承諾する。	B 区 災 害 対 策 本 部 (保健福祉班)	—
④	B 区 災 害 対 策 本 部 (保健福祉班)	○受入承諾 B区災害対策本部（保健福祉班）は、A区の災害対策本部（保健福祉班）に受入承諾の連絡する。	A 区 災 害 対 策 本 部 (保健福祉班)	—
⑤	A 区 災 害 対 策 本 部 (保健福祉班)	○入所先決定通知（連絡） ・妊産婦等福祉避難所があるB区災害対策本部（保健福祉班）から、入所対象候補者を受入れ可能と連絡を受けた場合は、様式10、7を作成し、A区内の一般避難所に送付し、連絡する。 ＊【様式10】「一般避難所運営協議会向け送付文」 ＊【様式7】「移送先連絡票」	○A区の 一般避難所 ○B区災害 対策本部	様式7 様式10
⑥	B 区 災 害 対 策 本 部 (保健福祉班)	○入所先決定連絡 B区災害対策本部は、入所が決定したことをB区内の妊産婦等福祉避難所に連絡する。	B 区 の 妊 産 婦 等 福 祉 避 難 所	
⑦	A 区 の 一般避難所	○移送 A区災害対策本部（保健福祉班）から【様式10】「一般避難所運営協議会向け送付文」及び【様式7】「移送先連絡票」が送られるため、一般避難所に避難している移送対象者に様式7を渡し、妊産婦等福祉避難所への入所決定した旨を伝える。	移送対象者	様式7 様式10
⑧	B 区 の 妊産婦等 福祉避難所	○入所者受入・報告 ・入所者が持参する【様式7】「移送先連絡票」と区災害対策本部（保健福祉班）から送付されてくる【様式5】「受入可否調査票」により本人確認を行い、【様式7】「移送連絡票」を区災害対策本部（保健福祉班）にFAX等で送付する。 ・②で送付された【様式6】「入所に向けた確認票」（裏面）を用いて、血圧測定、聞き取り等簡単な健康チェック等を行う。健康チェックは主に、妊産婦等福祉避難所に市災害対策本部から派遣された保健師等が行う。	B 区 災 害 対 策 本 部 (保健福祉班)	様式5 様式6 様式7
⑨	B 区 災 害 対 策 本 部 (保健福祉班)	○状況報告 管轄内の妊産婦等福祉避難所から送付のあった【様式3】「状況報告書」をもとに、【様式8】「開設状況等一覧表」を作成し、市災害対策本部子ども若者はぐくみ部（要配慮者支援班）に報告する。	市災害対策本部 子ども若者 はぐくみ部 (要配慮者 支援班)	様式3 様式8